

⑰ 障害者施設等入院基本料等の患者割合に係る要件の見直し

第1 基本的な考え方

障害者施設等入院基本料等の要件である、病棟の入院患者のうち重度の肢体不自由児(者)、脊髄損傷等の重度障害者等が占める割合について、一部の医療機関において大きく下回る施設があったことを踏まえ、障害者施設等入院基本料等について要件を見直す。

第2 具体的な内容

障害者施設等入院基本料2～4、特殊疾患入院施設管理加算、特殊疾患入院医療管理料及び特殊疾患病棟入院料の要件における重度の肢体不自由児(者)等の患者割合について、現行において「おおむね」として患者割合を示している取扱いを廃止するとともに、該当患者の割合については、暦月で6か月を超えない期間の1割以内の一時的な変動にあっては、施設基準に係る変更の届出を行う必要はないこととする。

改 定 案	現 行
<p>【障害者施設等入院基本料】 [施設基準]</p> <p>七 障害者施設等入院基本料の施設基準等</p> <p>(1) 通則</p> <p>障害者施設等一般病棟は、次のいずれにも該当する病棟であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する病棟であること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれにも該当する一般病棟であること。</p> <p>1 重度の肢体不自由児(者)(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の(1)において同じ。)、脊髄損</p>	<p>【障害者施設等入院基本料】 [施設基準]</p> <p>七 障害者施設等入院基本料の施設基準等</p> <p>(1) 通則</p> <p>障害者施設等一般病棟は、次のいずれにも該当する病棟であること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当する病棟であること。</p> <p>① (略)</p> <p>② 次のいずれにも該当する一般病棟であること。</p> <p>1 重度の肢体不自由児(者)(脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の(1)において同じ。)、脊髄損</p>

傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の(1)並びに第九の八の(1)のイ及び十二の(1)のイにおいて同じ。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等を七割以上入院させている病棟であること。

2 (略)

傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。第八の九の(1)並びに第九の八の(1)のイ及び十二の(1)のイにおいて同じ。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者、難病患者等をおおむね七割以上入院させている病棟であること。

2 (略)

※ 特殊疾患入院施設管理加算、特殊疾患入院医療管理料及び特殊疾患病棟入院料についても同様。